

提出日は4月15日以降の日付を記入

標茶町経営継続給付金申請書

(申請先) 標茶町長

印鑑はシャチハタ不可

令和3年 4月 15日

申請者 住所 〒 088-2312 標茶町川上4丁目2番地

氏名 標茶 太郎



電話番号 015-485-2111

- ・個人事業主場合は事業主(税務申告者)の氏名、住所を記入
- ・法人の場合は法人名、法人住所を記入
- ※ 納税証明書と合致すること

感染症の発生に起因して、下記のとおり経営の安定に支障が生ずる恐れがあること、新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金事業実施規則に基づき認定されるよう申請します。

また、給付金の支給に係る手続きに必要な個人情報（住所、氏名、電話番号、口座番号）を標茶町並びに標茶町商工会が取り扱うことに同意します。

事業開始年月日は、お店の開業年月日をご記入ください。

営業（新型コロナウイルス感染症の影響により休業している期間を除く）の意思があることを申し入れします。

記

1. 事業開始年月日

平成20年 4月 1日

2. 基準売上

① 2019年の売上高（1月～12月）

3,600,000円

3. 減少売上

② 2020年の売上高（1月～12月）

1,400,000円

4. 減少率

③ 売上減少率（50%以上であること）

~~3,600,000円~~

61%

$$\left(1 - \frac{\text{②}}{\text{①}} \right) \times 100 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

訂正の際は修正液・修正テープは絶対に使わないで下さい。

また、訂正の際は二重線で訂正し訂正印を押印してください。訂正印は申請書と同じものをご使用下さい。

【添付書類】

イ. ①及び②に係る決算書写し（個人事業主の場合は2019年1月～12月の決算書、法人の場合は2019年1月～12月の決算書と2020年1月～12月の決算書とが比較できる試算表、その他）

※直近の決算書が申告中の場合や税務署の收受印が無い場合は、営業の実態を証明できる書類を添付すること（営業許可証、公共料金の払込票、取引先からの請求書 他）

ロ. 納税証明書（町の発行するもの）

ハ. 通帳表紙の写し（申請者の振込先口座番号が確認できるもの）

【注意事項】

本給付金の支給後、申請に虚偽があったことが判明した場合、標茶町長は支給した給付金の返還を命じることができる（標茶町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金事業実施規則第11条）。